

# 豊島区テニス連盟会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称・所在（事務所）

本連盟は、豊島区テニス連盟と称し、所在は会長宅とする

### 第2条 目的

本連盟は、豊島区内におけるテニスの普及・発展を図り、併せて体位向上、スポーツ精神及び活動の発展に資することを目的とする。

### 第3条 事業・活動

本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業・活動を行う。

- 1) 豊島区のテニス人口拡大と組織化のために必要な事業・活動。
- 2) 豊島区のテニス技術向上のために必要な事業・活動。
- 3) その他、目的を達成するために必要な事業・活動。

### 第4条 上部団体

本連盟は、豊島区のテニス統括団体として豊島区体育協会ならびに関連テニス団体に加盟する。

## 第2章 組織

### 第5条 会員

本連盟は、団体に所属する会員及び特別会員をもって組織する。

2) 団体に属する会員は、豊島区在住・在勤者の半数及び他区・市在住者で組織されたテニス団体であって、学生で組織された団体に加盟していない者であって、常任理事会の承認を得たものとする。

3) 特別会員は、本連盟の趣旨に賛同する者で常任理事会の承認を得た者とする。

### 第6条 加入・脱退

本連盟に加入・脱会を希望する者は、所定の書式により届け出ることとし、常任理事会の承認を得なければならない。

### 第7条 権利

会員は、本連盟及び豊島区体育協会の行う全てのテニス関係事業活動に参加することができる。

### 第8条 義務

会員は次の義務を負う。

- 1) 加入を承認された会員は、所定の加盟費を納入する。
- 2) 会員は、所定の会費を入会申込期限までに納入する。

- 3) 会員は、参加費が必要な事業・活動に参加するときは、所定の参加費を納入する。
- 4) 代表者、住所、電話番号、その他届け出事項に変更があったときは、書面により速やかに届け出る。

#### 第9条 資格停止・除名

会員が理由なく前条の義務を怠ったときは、その職務を果たすまで、会員資格を停止する。

- 2) 会員が、本連盟の名誉・体面を傷つけた行為を行ったときは、理事会の決議により除名することができる。

#### 第10条 役員

本連盟は、次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 理事長 1名 会長または副会長を兼務できる
- 副理事長 若干名
- 常任理事 数名
- 理事 加盟団体の責任者及び代理者
- 会計監査 2名

- 2) 名誉会長・顧問をおくことができる。

#### 第11条 役員を選任

役員は次の方法で選任する。

- 1) 会長は、理事・特別会員の中から理事会が推挙し、総会において選任する。
- 2) 副会長は、会長が推挙し、理事会において選任する。
- 3) 理事長は、理事・特別会員の中から理事会が推挙し、総会において選任する。
- 4) 副理事長は、理事長が推挙し、理事会において選任する。
- 5) 常任理事は、理事・特別会員の中から理事会が推挙し、総会において選任する。
- 6) 会計監査は、会員の中から会長が推挙し、総会において選任する。
- 7) 名誉会長は、会長経験者の中から、顧問は第10条第1項の役員経験者の中から常任理事会で選任する。

#### 第12条 執行期間及び役員任期

執行期間及び役員任期は、1月1日より12月31日までとし、再選を妨げない。

- 2) 役員に欠員が出来たときは、常任理事会において補充することができる。

#### 第13条 役員職務

役員は次の職務を行う。

- 1) 会長は、本連盟を代表し、総理する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 3) 理事長は、理事会を代表し、その運営を行う。
- 4) 副理事長は、理事を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5) 常任理事は、常任理事会を組織し、事業・活動に必要な職務を担当する。
- 6) 会長・副会長・理事長・副理事長・会計・事務局は常任理事を兼務する。
- 7) 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 8) 名誉会長・顧問は、常任理事からの相談を受け、また総会・常任理事会に参加することができる。

### 第3章 会議

#### 第14条 会議

会議は、総会・理事会及び常任理事会とし、各会議の議長が召集する。

2) 総会の議決は、出席した議決権の過半数をもって行う。常任理事・理事会は出席した者の過半数をもって行う。

3) 総会の議決権は、会員20名までの団体は3票、それ以降10名増えるごとに1票加えるものとする。特別会員は、1票とする。

#### 第15条 総会

総会は、定時総会と臨時総会とし、議長は会長があたる。

2) 定時総会は、毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じて理事会の決議により召集する。

3) 総会は、事業・活動報告、収支報告、役員選出、事業・活動方針、その他重要事項を決議する。

4) 緊急動議は、総会前日までに議長に書面をもって行い、議長はその賛否を決める。議長は、採用しない動議があるときは、総会においてその理由を明らかにする。

#### 第16条 理事会・常任理事会

理事会・常任理事会は、理事長が議長にあたり、総会議決事項の報告に必要な事項を決議し、その実施にあたる。

### 第4章 会計

#### 第17条 経費の支弁

本連盟の経費は、加盟費、会費、参加費、交付金、寄付金、その他の収入によって支弁する。

#### 第18条 加盟費・会費・参加費

加盟費・会費の金額は、常任理事会で決定する。

2) 参加費は常任理事会で決定する。

#### 第19条 会計年度

本連盟の会計は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第5章 付則

### 第20条 会則の変更

本会則は、総会の議決により変更することが出来る。

### 第21条 運営細則

本会則に定めがない事項で、本連盟の運営に必要なときは、運営細則を常任理事会で定めることが出来る。

2) 細則を定めた時は、それを速やかに会員に通知する。

### 第22条

本会則は、昭和48年12月10日より施行する。

#### 【改正時期】

平成10年4月1日改正	第1条：名称の変更
平成15年4月1日改正	第3条：事業・活動 第4条：上部団体 第5条：会員 第8条：義務 第11条：役員を選任 第14条：会議 第15条：総会
	追加 第7条：権利 第12条：役員任期 第13条：役員職務 第17条：経費支弁 第18条：会費等 第19条：会計年度
平成21年3月23日改正	第10条、第11条、第14条、第16条： 理事、加盟団体の責任者、常任理事、特別会員を追加
平成23年3月2日改正	第1条：所在の変更 第10条：役員追加 第12条：執行年度及び役員任期変更
平成24年3月2日改正	第5条：文書整理 第5条、第5条。第6条、第18条、第21条 ：理事会より常任理事会へ変更 第10条：会計監査を2名へ 第12条：執行期間及び役員任期の変更 第14条：会議の議決、総会の議決権数
平成29年3月9日改正	第5条2)：なお書き追加 第6条：文書整理 第8条2) 会費納入期限を変更
平成30年3月1日改正	第10条、第11条、第13条 ：名誉会長・顧問の設置・選任・職務を追加 第18条1) 加盟費・会費の決定方法を変更